

甲賀市まち美化活動実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、身近な道路及び公園等の公共的な場所（以下「道路等」という。）において、市民及び事業所等（以下「市民等」という。）がボランティアで美化保全活動（以下「まち美化活動」という。）を行うことにより、地域の環境保全を図り、まちの美化意識の高揚に資することを目的とする。

(活動内容)

第2条 まち美化活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 空き缶などの散在性ごみの収集
- (2) 草引き、草刈り
- (3) 植栽、剪定
- (4) その他の美化活動

2 まち美化活動は、5人以上で年に4回以上行うものとし、年間を通して自ら定めた区域（以下「指定区域」という。）を美しく保つものとする。ただし、従来から実施されている区・自治会の清掃活動は除く。

3 まち美化活動により集められたごみは分別し、あらかじめ決められた場所に集積するものとする。ただし、両者が協議により集積場所は変更することができる。

(申込)

第3条 まち美化活動に参加しようとする者は、指定区域を定め、市長に甲賀市まち美化活動申込書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合において、市長は、状況により指定区域の変更を求めることができる。

(合意書等)

第4条 市長は、前条の規定によりまち美化活動に参加の申込みがあったときは、当該申請者と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした者（以下「活動者」という。）が、まち美化活動を実施するときは、活動計画及び報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(辞退)

第5条 活動者が、事情によりまち美化活動を取り辞めようとする場合は、甲賀市まち美化活動辞退届(様式第4号)を提出しなければならない。

(支援)

第6条 市長は、まち美化活動に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) ごみ袋等の物品の支給又は火ばし等の用具の貸与
- (2) サインボードの支給

- (3) ボランティア保険の加入
- (4) 集められたごみの回収
- (5) まち美化活動のPR
- (6) その他市長がまち美化活動に必要と認めた支援
(賠償責任)

第7条 まち美化活動中に被った傷害や第三者への賠償責任については、前条第3号の範囲内で対応する。

(庶務)

第8条 甲賀市まち美化活動に関する庶務は、市民環境部生活環境課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の日の前日までに、合併前の水口町まち美化活動実施要綱の規定によりなされた申込その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成19年告示第20号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

甲賀市まち美化活動申込書

年 月 日

甲賀市長 あて

活動を行う場所		活動者
場所の種類 該当項目に○	道路・公園 その他()	名 称
所在地		代表者氏名 住所 (事業所の場合は所在地)
場所の概略図		TEL
		主な活動内容 該当事項に○ <input type="checkbox"/> 空き缶や散在性ごみ等の収集 <input type="checkbox"/> 草引き、草刈り <input type="checkbox"/> 植栽、剪定 <input type="checkbox"/> その他()
		市の支援 依頼事項に○ <input type="checkbox"/> ごみ袋等の物品の支給又は火ばし等の用具の貸与 <input type="checkbox"/> サインボードの支給 <input type="checkbox"/> 集められたごみの回収 <input type="checkbox"/> まち美化活動のPR <input type="checkbox"/> その他市長がまち美化活動に必要と認めた支援
構成人数 人		活動開始日 年 月 日
清掃活動回数 該当事項に○	<input type="checkbox"/> ほとんど毎日 <input type="checkbox"/> 1週間に 回 <input type="checkbox"/> 1ヶ月に 回 <input type="checkbox"/> 1年に 回	
活動回数 1回に	人参加	
備考		

※サインボード設置の場合は、場所の概略図に設置場所を記入すること。